入院時食事療養（Ⅰ）に関する事項

（令和８年６月１日現在）

当院は入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っております。

管理栄養士によって管理された食事を適時・適温で提供しております。なお、夕食は午後６時以降に提供しております。

入院時食事療養費の標準負担額（1 食につき）

区　分	負担額
一般（住民税課税世帯）	550 円
指定難病患者・小児慢性特定疾病患者	330 円
住民税非課税世帯（低所得者Ⅱ）90 日以内	270 円
住民税非課税世帯（低所得者Ⅱ）90 日超	220 円
住民税非課税世帯（低所得者Ⅰ）	130 円

※住民税非課税世帯の方は、限度額適用・標準負担額減額認定を受けている場合に適用されます。

当院では、医師の発行する食事せんに基づき、患者さんの病状に応じた特別食を提供しております。

（糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、高血圧食等）

当院では、患者さんの病状等に応じて食堂での食事提供を実施しております。

令和８年６月１日より、食材費等の高騰を踏まえ、入院時食事療養費の標準負担額が改定されました。

一般の患者さんの標準負担額は、1 食当たり 510 円から 550 円に変更となっています。